

資 料

ドイツの差止訴訟法

高 橋 弘

以下に2002年1月1日から施行されたドイツの差止訴訟法の仮訳を掲載する。この法律については、宗田貴行氏の部分訳があり（「ドイツにおける団体訴訟の新展開—差止訴訟および書籍価格拘束法制定（上）」国際商事法務31巻4号（2003年）467頁以下），参照させていただいた。

2001年11月26日の消費者法違反及びその他諸法の違反の場合における差止訴訟に関する法律（BGBl. III/FNA 402-37）

第1章 消費者法違反及びその他諸法の違反の場合の請求権

第1条 普通取引約款の場合の差止請求権及び撤回請求権

第2条 消費者保護法規違反の業務の場合の差止請求権

第3条 請求権者

第4条 資格組織

第2章 手続規定

第1節 通 則

第5条 民事訴訟法及びその他の規定の適用

第6条 管 轄

第7条 公表権

第2節 第1条による訴えに関する特則

第8条 訴えの申立及び審尋

第9条 判決形式の特殊性

第10条 判例変更がなされた場合の異議

第11条 判決の効力

第3節 第2条による訴えに関する特則

第12条 調停所

第13条 名称及び送達可能な住所の通知請求権

第3章 顧客苦情の取扱い

第14条 顧客の苦情

第4章 適用範囲

第15条 労働法についての例外

第5章 経過規定

第16条 約款法の廃止に関する経過規定

第1章 消費者法違反及びその他諸法の違反の場合の請求権

第1条 (普通取引約款の場合の差止請求権及び撤回請求権)

民法第307条乃至第309条の規定により無効な規定を普通取引約款 (以下、約款という) 中で使用する者又は法律行為上の取引のために推奨する者は、差止を、及び推奨の場合には撤回をも、請求されうる。

第2条 (消費者保護法規違反の業務の場合の差止請求権)

(1) 約款の使用又は推奨以外の方法で消費者保護に資する規定 (消費者保護法規) に違反した者は、消費者保護の利益において、差止を請求されうる。違反行為が取引企業において従業員又は代理人によりなされたときは、差止請求権はその企業の所有者に対しても根拠づけられる。

(2) 本規定にいう消費者保護法規とは、特に以下の各号に掲げるものをいう。

- 1 消費財購入、訪問販売、通信販売契約、一時的住居権契約、旅行契約、消費者ローン契約並びに融資援助、割賦給付契約及び事業者と消費者との間のローン仲介契約に適用される民法の諸規定
- 2 域内市場における情報会社のとりわけ電子商取引の業務の特定の法的側面に関する2000年6月8日の欧州議会及びEC理事会の指令2000年第31号 (「電子商取引指令」AB1. EG Nr. L 178 S. 1) の第5条、第10条及び第11条の国内法化に関する諸規定
- 3 通信教育保護法
- 4 テレビ放送活動に関する加盟各国の特定の法規定及び行政規定の調整に関するEC理事会の指令89年第552号の改正に関する1997年6月30日の欧州議会及びEC理事会の指令97年第36号 (AB1. EG Nr. L 202 S. 60) により改正された、テレビ放送活動に関する加盟各国の特定の法規定及び行政規定の調整に関する1989年10月3日のEC理事会の指令89年第552号 (AB1. EG Nr. L 298 S. 23) の第10条乃至第21条の規定の国内法化に関する連邦法及びラント法の諸規定
- 5 医薬品法の関係規定及び治療用品分野の広告に関する法律第1款第3条乃至第13条 (Artikel 1 §§ 3 bis 13) の諸規定
- 6 資本投資会社法第23条並びに外国投資法第11条及び第15 h 条の諸規定

(3) 差止請求権は、全事情を考慮した結果その主張が濫用と認められるときには、とりわけ、その主張が主として違反行為者に対して訴訟追行費用の賠償請求を生ぜしめるために行われるときは、主張されえない。

第3条 (請求権者)

- (1) 第1条及び第2条において示された差止請求権及び撤回請求権は、以下の者に生ずる。
- 1 第4条による資格組織のリストに登録されていること又は、消費者利益の保護のための差止訴訟に関する1998年5月19日の欧州議会及びEC理事会の指令98年第27号の

第4条によりEC委員会のリストにその時々適用法文において登録されていることを証明した資格組織

2 同一市場における同種若しくは類似の商品又は営業上の役務を販売する営業者の著しく多数が属する限りで、とりわけその人間的、物的及び資金的装備に従い、実際に営業上の利益を追求するその定款上の任務を行うことができる限りで、かつ第2条による訴訟の場合には、その請求権が市場における競争を実質的に阻害する行為に関係する限りで、法人格ある営業利益促進団体

3 商工会議所又は手工業会議所

請求権は、第1文の意味における地位にある者にだけ譲渡されうる。

(2) 約款が事業者(民法第14条)に対し適用される場合又は約款が事業者間の排他的利用のために推奨されている場合には、第1項第1号に掲げられた組織は、第1条による差止請求権及び撤回請求権を主張できない。

第4条(資格組織)

(1) 連邦管理庁は、資格ある組織のリストを備える。リストは、毎年1月1日現在で連邦官報に公告され、消費者利益の保護のための差止訴訟に関する1998年5月19日の欧州議会及びEC理事会の指令98年第27号第4条第2項を指示して、EC委員会に送付されるものとする。

(2) リストには、啓蒙と相談とにより消費者の利益を営業上でもなく一時的でもなく保護することを定款上の任務とする法人格ある団体が、この任務領域で活動している団体であるとき、又は1年以上存在しかつその従来活動に基づき適切な任務遂行を行う75人以上の自然人を構成員として有するときに、申請により登録される。公的資金の援助を受けている消費者センターその他の消費者団体は、以上の要件を充たすものと看なす。リストへの登録は、その名称、所在地、法人登録をした裁判所、登録番号及び定款上の目的を表示してする。次のいずれかの場合には、登録は将来に向けて抹消される。

1 団体が抹消を申請したとき

2 登録の要件が存在しなかったとき又は消滅したとき

適切な手掛かりに基づき登録が第4文により取消され又は撤回されたときには、連邦管理庁は、最長で3ヶ月の登録停止を命令しなければならない。撤回及び取消訴訟は、第5文の場合には延期的効果を有さない。

(3) 登録についての判断は、決定によりなされ、申請人に送達される。連邦管理庁は、申請に基づき、団体にリストへの登録についての証明書を交付する。連邦管理庁は、それにつき法的利益を有する第三者の申請に基づき、特定の団体のリストへの登録が抹消されたことを証明する。

(4) 訴訟において、登録された団体に関して第2項の要件の存在につき根拠のある疑いが生じたときは、裁判所は、連邦管理庁に対して、登録の再審査を要請し、その決定ある

まで訴訟の審理を中断することができる。

- (5) 連邦管理庁は、本規定に定められた任務の遂行において、連邦司法省の専門的見解に従う。
- (6) 連邦司法省は、連邦参議院の同意を要しない法規命令により、登録手続の詳細、とりわけ登録要件の検討のために必要な調査及びリスト管理の詳細について規制する権限を有する。

第2章 手続規定

第1節 通則

第5条（民事訴訟法及びその他の規定の適用）

本法に別段の定めがない限り、手続については、民事訴訟法の規定並びに不正競争防止法第23 a 条、第23 b 条及び第25条の規定が適用される。

第6条（管轄）

- (1) 本法による訴えについては、被告の営業所所在地の、又は営業所がないときは、被告の住所地の、ラント裁判所の専属管轄に属する。被告が国内に営業所も住所も持たないときは、国内の現住所の裁判所の管轄に属し、現住所もないときは、民法第307条乃至第309条の規定により無効な規定が約款中で使用された地又は消費者保護法規に違反した地の裁判所の管轄に属する。
- (2) ラント政府は、手続の適切な促進又は迅速な処理のために、法規命令により、数個のラント裁判所の管轄区域にまたがる本法による訴訟のため、一つのラント裁判所を指定する権限を有する。ラント政府は、法規命令による権限をラント司法行政に付与できる。
- (3) 裁判所の判決に対して控訴がなされたときは、当事者は、控訴裁判所において、第2項の規定がなければ控訴が係属したであろう上級ラント裁判所に所属する弁護士を代理人として、これに代理させることもできる。第1文の規定により受訴裁判所に所属しない弁護士に代理させることにより一方当事者に生じた増加費用は、賠償されえない。
- (4) 第1項乃至第3項の規定は、第13条に掲げた種類の請求権を目的とする訴えには適用しない。

第7条（公表権）

訴えが認容されたときは、申立により原告に、敗訴した被告の表示を伴う判決主文を連邦官報に被告の費用で、連邦官報以外には原告の費用で、公表する権限が認められる。裁判所はこの権限を時間的に制限することができる。

第2節 第1条による訴えに関する特則

第8条（訴の申立及び審尋）

- (1) 訴えの申立は、第1条による訴えの場合には、以下の事項を内容としなければならない

い。

- 1 約款中の異議を申し立てられた規定の原文
 - 2 異議を申し立てられた規定が内容としている法律行為の種類を表示
- (2) 裁判所は、第1条による訴えについての判決をする前に、以下の者を審尋しなければならない。
- 1 普通保険約款における規定が訴訟物であるときは、主務保険監督官庁
 - 2 建築貯蓄金庫法、資本投資会社法、抵当銀行法又は船舶抵当証券銀行法により連邦信用制度監督庁が認可すべき約款における規定が訴訟物であるときは、連邦信用制度監督庁

第9条 (判決形式の特殊性)

裁判所が第1条による訴えを認容するときは、判決主文に以下の事項も記載する。

- 1 約款中の異議を申し立てられた規定の原文
- 2 差止請求権を根拠づけた約款規定が使用されてはならない法律行為の種類を表示
- 3 約款中で同一内容の規定の使用を差し止める命令
- 4 撤回に関する給付判決の場合には、推奨が広められたのと同じ方法で判決を周知させる命令

第10条 (判例変更がなされた場合の異議)

ある規定の使用を差し止められた約款使用者は、民事訴訟法第767条(請求異議の訴え)の規定による訴えの方法で、その後、同種の法律行為につき当該規定の使用を差し止めない連邦通常裁判所の判決又は連邦の最上級裁判所の連合部 (Gemeinsamer Senat) の判決がなされた旨、及び判決に基づき強制執行が約款使用者に対してなされれば期待不可能なほどその営業を侵害するであろう旨の異議を申し立てることができる。

第11条 (判決の効力)

敗訴した約款使用者が第1条に基づく差止命令に違反するときには、当該契約の相手方が差止判決の効力を援用する限り、約款中の規定は無効と看なされる。ただし、敗訴した約款使用者が判決に対し第10条の規定による訴えを提起できるときには、当該契約の相手方は差止判決の効力を援用することができない。

第3節 第2条による訴えに関する特則

第12条 (調停所)

第2条による訴えについては、不正競争防止法第27a条及びそこに含まれている命令権限の規定が準用される。

第13条 (名称及び送達可能な住所の通知請求権)

- (1) 業務上、郵便、遠距離通信、電話又はメディアのサービスを提供する者若しくは同様の役務の提供に協力する者は、第3条第1項第1号及び第3号の規定により請求権を有

する地位にある者及び競争団体が、当該データが以下の第1号及び第2号に該当することを書面で保証したときは、第3条第1項第1号及び第3号の規定により請求権を有する地位にある者及び競争団体に対し、その者の要求により、郵便、遠距離通信、電話又はメディアのサービス取引関係者の名前及び送達可能な住所を知らせなければならない。

- 1 第1条又は第2条の規定による請求権の遂行のために必要とされること
- 2 他の方法で入手できないこと

(2) 情報提供義務者のもとにあるストックデータをもとにして情報がもっぱら与えられるときにのみ、請求権が存する。そのデータが通知されるべき関係者が伝達に同意しないからという理由で、情報は拒絶され得ない。

(3) 第3条第1項第2号の規定により請求権を有する地位にある他の者が第1項に規定された方式でかつそこに定められた内容の保証を提出するときは、競争団体は、その者に、その請求により、第1項の規定により与えられたデータを引き渡さなければならない。

(4) 情報提供義務者は、請求権者から情報提供についての相当な補償を請求できる。第1条又は第2条の規定により関係者に主張された請求権が認容されたときは、当該関係者は請求権者に対し、支払われた補償を償還しなければならない。

(5) 競争団体とは、以下の第1号及び第2号の者をいう。

- 1 不正競争防止センター
- 2 業界を超えてかつ地域を越えて活動する、第3条第1項第2号に掲げられた種類の諸団体

第3章 顧客苦情の取扱い

第14条（顧客の苦情）

(1) 民法第675 a 条乃至第676 g 条及び第676 h 条第1項の規定の適用から生ずる紛争の場合には、関係者は、裁判所に訴える権利とは関係なく、ドイツ連邦銀行に設置された調停所に依頼できる。ドイツ連邦銀行は多数の調停所を設置できる。どの地方事務所に調停所が設置されるかは、ドイツ連邦銀行が決定する。

(2) 連邦司法省は、第1項の規定により設置される調停所の手続きの詳細を、法規命令により以下のような諸原則によって規定する。

- 1 設置の独立性により、公正な取扱いが保証されなければならない。
- 2 手続規定は利害関係者に受け入れやすいものでなければならない。
- 3 関係者は、事実と評価とを提出し、法律上の審問を受けなければならない。
- 4 手続は正義の実現をはからなければならない。

法規命令は、信用制度法第51条の規定に準拠して、手続費用に協力すべき信用機関の義務も定める。

(3) 第1項の規定による紛争調停任務がより合目的的に処理されうるときは、連邦司法省

は、連邦財務省及び連邦経済・技術省と協力して、連邦参議院の同意を得て、法規命令により、その任務を一つの又は多数の適切な民間機関に委託する権限を有する。

第4章 適用範囲

第15条(労働法についての例外)

本法は、労働法には適用されない。

第5章 経過規定

第16条(約款法の廃止に関する経過規定)

- (1) 2000年6月29日公布の法文における約款法(BGB1. I S. 946)による手続が2002年1月1日に係属しているときは、手続は本法の規定により決着をつけられる。
- (2) 連邦カルテル庁で管理されている約款法第20条の規定による裁判登録簿は、2001年12月31日の経過まで適用される要件の下で、2004年12月31日の経過まで存続する。登録簿に登録された裁判は、その登録簿への登録後20年で、遅くとも2004年12月31日の経過とともに、抹消される。
- (3) 約款法の旧第29条第1項に基づいて設置された機関も、第14条第1項にいう調停所である。
- (4) 約款法第22a条により設置された資格組織のリストは、第4条の規定により継続管理される。2001年12月31日の経過とともに登録される団体は、第4条第2項第1文の1年間に遵守する必要はない。